

# 定額給付金のお知らせ

景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として、定額給付金を支給します。町では総務課を担当窓口として、今後町民の皆さまへ通知等のご案内をさせていただきますが、この定額給付金の概要について、お知らせいたします。

## ◆給付対象者

定額給付金の給付対象者は、平成21年2月1日現在で、次の要件のいずれかに該当する方です。

- 本町の住民基本台帳に記録されている方
- 本町の外国人登録原票に登録されている者(短期及び不法滞在は除きます。)

## ◆給付額

給付額は給付対象者1人につき12,000円です。ただし、65歳以上及び18歳以下の方については、1人につき20,000円です。

65歳以上：昭和19年2月2日以前に生まれた方  
18歳以下：平成2年2月2日以降に生まれた方

## ◆申請・受給者

定額給付金の申請・受給者は、原則として世帯主です。ただし、世帯主の委任により、世帯の家族構成員が代理申請・受給することもできます。外国人登録原票に登録されている者については、その方となります。

## ◆給付方法等

町から、申請・受給者に対して、申請に必要な書類を郵送いたします。

4月8日水に郵送する予定でいます。

申請・受給者は次のいずれかの方法により給付の申請をしてください。

- ア 郵送申請方式
- イ 窓口申請方式
- ウ 窓口現金受領方式

窓口では混雑が予想されますので、同封してある申請用封筒により、郵送による申請をしていただくようお願いいたします。

町で、申請書類等を確認して給付の決定をし、ア及びイの場合は受給者から通知のあった金融機関の口座へ振り込みをします。ウの場合は後日現金で給付します。

給付決定通知書により、振込日(又は現金給付日)をお知らせいたします。

定額給付金の給付は、原則として金融機関への口座振込とし、特にやむを得ない理由がある者に限り、役場出納室での現金給付といたします。



## ◆給付申請期限

申請・受給者による定額給付金の申請期限は、申請書の受付開始日から6カ月が期限となっておりますので、早めの申請をお願いいたします。

定額給付金の申請から給付までの、詳しい手続き方法については、町から郵送する書類に記載してありますので、よくご覧になって手続きをしてください。



**定額給付金を装った振り込め詐欺等にご注意ください。**

定額給付金の申請において不明な点があった場合、町から問い合わせを行うことがありますが、ATMの操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振込を求めることは、絶対ありません。

定額給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取には、十分ご注意ください。

定額給付金に関するお問い合わせは、総務課(☎ 2111)まで。

## 子育て応援特別手当のお知らせ

多子世帯の幼児教育期の子育てを支援する目的で、対象となる世帯に子育て応援特別手当を支給します。

で、第2子以降の子どもが対象となります。

### ○対象者となる子ども

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(平成14年4月2日から平成17年4月1日まで)に生まれた子ども)であつ

### ○支給額等

対象となる子ども1人につき36,000円を、同居している世帯主に支給します。

支給手続き等、詳しくは保健福祉課 ☎ 72 1603) にお問い合わせください。